

## 職員の懲戒処分について

令和8年2月19日付けで地方公務員法第29条に規定する懲戒処分を行いましたので、次のとおり公表します。

### 1 被処分者

公立みつぎ総合病院

介護老人保健施設「みつぎの苑」（職種：介護福祉士） 30歳

### 2 処分の内容【懲戒処分】

減給10分の1（6か月）

### 3 当該事案の概要及び処分の理由

当該職員は、令和7年9月24日（水）午前10時45分頃、尾道市木ノ庄町市原の山間部の道路上において、同所先法面に自身の不要な生活ごみ（45L袋8袋程度・重量合計約28.24キログラム）を投棄した罪【廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条、第25条第1項第14号：投棄禁止】により、罰金20万円の略式命令を受けました。

当該職員の行為は、市政の執行及び職員全体に対する市民の信頼と信用を著しく失墜させるものであり、不法投棄の防止対策に市全体として取り組む中において当該行為に至ったことは、率先して法令遵守を実践すべき公務員としての自覚と規範意識が欠如していると言わざるを得ません。

よって、本件は、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定に該当するものと判断し、懲戒処分を行いました。

なお、処分の量定については、尾道市懲戒処分に関する指針等に基づき、「減給10分の1（6か月）」としたものです。

### 4 その他職員への対応【譴責】

口頭注意【※管理監督責任による】

公立みつぎ総合病院副看護部長兼保健福祉総合施設副施設長

### 5 処分等年月日

令和8年2月19日